

諸外国における高等教育段階の職業教育制度概観

—アメリカ・ドイツ・韓国・中国—

寺田盛紀(名古屋大学)

- | | | |
|---|--------|--------|
| 1. 制度の成り立ち | | |
| 2. 「実践的な」職業教育を行う高等教育機関の種類と学校体系における位置づけ：教育の分野、学位・称号、動態など | | |
| 3. 教育内容・方法(とくにインターンシップ等)：企業との連携、実践的ニーズを反映する仕組み | | |
| 4. 教員資格 | 5. 質保証 | 6. 新動向 |

1. 制度の成り立ち

1-1. アメリカの Community college , Technical College : ISCED 5B

- ・1901年設立、1902年認可、1903年認証評価のイリノイ州ジョリエの Jolie Junior College(community college)がアメリカ最初の前バッチェラープログラム提供。
- ・大戦圧力の中での技術開発に伴う2年制プログラムの開発の必要性。
- ・ジョリエ高等学校監督官とシカゴ大学長との呼びかけによる。

1-2. ドイツの Fachhochschule (university of applied science) 5A

- ・1968年の各州文部大臣会議協定 1969-1971年に NRW 州を初め、制度化。
- ・かつての私立・協会立の Ingenieurschule(技術者学校)をベースに、Universität の Ingenieur でない、実践的エンジニア”Ingenieur (FH)”の養成
- ・同校の学生等による 地位改善運動への連邦政府の回答

1-3. 韓国の「専門大学」 Jujior College, Technical college

- ・1963年日本モデルの5年制高専を1970年に高卒2年制専門学校に改変後、1977年以降初級大学と合体し、専門大学に。
- ・研究志向でない、実務教育志向の中堅工業技術者や医療関係技術者等の養成
- ・韓国では、「「大学」卒でないと就職や結婚にも不利」と言われる風土

1-4. 中国：職業技術(=専門)学院等 (Vocational College etc.)

- ・1980年江蘇省南京市「金陵職業大学」で初めての地方職業大学が誕生。1985年党中央委員会の決定(高等職業技術院の設置・拡大)により、上海市の3つの中等専門学校(4年制)で5年制の実験。1996年職業教育法、1998年高等教育法で全土に制度化
- ・目的は中等専門教育と高等専門教育の接続により、技術応用型(技師・技能者のつなぎ)の人材育成
- ・技術的ニーズとともに(というより)、韓国と同様、教育市場拡大(高学歴化)対応という性格も指摘される。

2. 各国の実践的な高等職業教育機関の種類・学校体系における位置づけ

2-1. 各国比較概観—5Bタイプへの依存度と整備(法制と年限)

→→→ 別添資料①

図 4-2 : 高等教育(年齢世代内卒業率)における B タイプ(専修・短大・高専)への依存度の高さ

図 4-3 : 法制の軸と年限の軸から見た高等職業教育の整備の遅れ(厚労省の「職業大学」があるが)

2-2. アメリカ

2-2-1. 種類と性格

A. Community college : ISCED 5B=2年～3年(職業資格と4年制編入の双方の場合)

- ・人文、社会、技術等総合的
- ・公立(教育区=county立)
- ・一般教育と専門課程(資格対応)
- ・creditsは4年制への編入を前提とする(一般教養と4年制と同程度の専門課程)。
- ・取得学位 degree ; Bachelor Associate of Arts, Associate of Science と各職業別 Certificate

B. Technical college : 5B

- ・たいてい私立
- ・コンピュータ、自動車、電気、医療、建築 etc.工業系中心
- ・creditsは編入対応(資格対応で)
- ・取得 degree ; Associate of Applied Science Degree

2-2-2. 法制：高等教育法と職業教育単独法で規定

1965年高等教育法 SEC101,(3)

「機関がバッチェラー学位を授与する教育プログラム、もしくは1つの学位かプロフェッショナル学位を授与するに十分と認められる2年以上の教育プログラム」

改正高等教育法(1998,PL105-244,SEC.101,(a)(3))にも継承されている。

カール・D.パーキンスキャリア・専門教育法(Career and Technical Education Act of 2006, PL109-270)の3-5、中等教育段階からカレッジ段階に至る「進学と現在あるいは将来の専門職キャリアに準備するために必要とされる、挑戦的なアカデミック基準と関連した専門的知識・技能」に関する「一連の科目を配置した組織的な教育」

2-2-3 機関と学生の量的動態

- ・2年制プログラム合わせて、2009年現在、1721校(公立1000、NPO立を含め私立721)752.1万(うち公立が710.1万人、女子が57.5%で432.5)、対する4年制2774校、1290.6万人。
- ・Branch campusを除くと、学校数は少なくなり、2012-13 ; 公立1087、私立189

2-3. ドイツ

2-3-1. 種類と性格

5A Fachhochschule(University of Applied Sciences)

- ・他に教育大学、芸術・音楽大学も
- ・エンジニアリング、情報技術、環境技術、ビジネス・マネジメントなど、新分野が多い。
- ・3～4年だが、ほとんど4年
- ・取得学位は、以前は Diploma(FH)、現在は Bachelor へ移行(欧州標準へ)

5B Verwaltungshochschule、Fachschule、Fachakademie

- ・ Verwaltungshochschule : 大卒後公務員向けの上級職養成 ; 20 ゼメスター週時間以上
- ・ Fachschule : 伝統的な Techniker 等の1～3年制の養成学校であり、デュアルシステム修了者が条件になっており、フルタイム、パートタイム両方がある。専門分野仕手の専門大学入学資格取得も可能。中等後教育であるので、Tertiary education に入れられてはいるが、むしろ、職業継続教育にあたるものであり、高等教育 Hochschulbildung には入らない。
- ・ Fachakademie : バイリン州特有の飲食、芸術、外国語、家政、特別支援教育、福祉教育関連の学校である。これも専門上級学校や職業上級学校修了者のコースであり、中等後機関ではあるが、これも、Fachschule と同様専門指定大学入学資格取得可ということであり、むしろ中等後の教育機関の範疇である。

2-3-2. 法制上の位置づけ

- ・連邦レベル: 1976年の連邦高等教育大綱法第1条(EUの高等教育枠組みを優先し、2006年に2008年までの廃止決定)「本法で言う高等教育機関とは大学・・・、専門大学」と規定。
- ・州レベルの高等教育法では、2007年のNRW州の高等教育法では、「総合大学(Universitäten)は、研究、教育、学修、学術の後継者養成、学術の移転(とくに継続学術教育、技術移転)を通して、学術的認識の獲得、学術の育成と発展に務めるものである。それは学術的認識の方法の応用を要する内外の職業活動に準備する。」 (§3(1)): 学術性とアカデミック志向の職業準備
- ・「専門大学(Fachhochschulen)は、応用的な教育と学修を通して、学術的認識や方法の応用あるいは芸術的制作能力を要する内外の職業活動に準備する。それは、研究と開発の任務、芸術・制作的任務および学術の移転の任務を負う。」 (§3(2)) 応用性(実務生)に焦点化。

2-3-3. 機関と学生の量的動態: 2013年

- ・一般大学 121 大学(9割が州立)、164万人
- ・専門大学 215 大学 828, 260人(約半数が私立)
- ・芸術・音楽大学 56

1997年段階のドイツの大学(Universitäten)と専門大学(Fachhochschulen)の比較
 Christian Bode 著、: Fachhochschulen in Deutschland, 1997, S.288. ()は2006/2007

数	113 (103)	177 (178)
ミッション	研究と教育の両側面性	教育・学業優先
学生数平均的規模	約15,000人	約4,000人
専門分野	全分野	主に工学、経営学、社会、デザイン
入学資格	アビトゥア (一般大学入学資格)	アビトゥアないし専門大学入学資格
就学期間	4-6年	通常4年、3年も有 内半年ないし1年は企業 実習訓練
訓練の特徴	理論志向、部分的に選択制、 研究志向の卒業研究	強い実践性、企業実習期、 実践的卒業研究
修了証	Diplom, 修士, 国家資格	Diplom (FH)
学位・教授資格授与	有り	無(大学への移動は可)
教授任用条件	Dr.と Habilitation および同等の 業績	Dr.と 5年以上の実務経 験での顕著な業績
教授の週平均講義 研究	6-8時間 基礎研究志向	14-18時間 教育優先、応用研究、コ ンサルティング

寺田(2011) 135 頁

2-4. 韓国的高等職業教育機関

2-4-1. 種類と性格

- ・ 専門大学(漢字表記で、英語表記 Junior College, Technical College) : 5B
- ・ 専門により異なる2-3年の「専門学士」課程(Associate Degree)とプラス1-2年の「専門深化課程(継続教育で、社会人に学士 Bachelor 授与課程) : 1997年の高等教育法第50条
- ・ 分野的には社会系、工業系、芸術系を中心にほぼすべての産業分野における中堅技術者・専門家の養成を行う。

2-4-2. 法制: 1997年高等教育法(2007年改正)

- ・ 第2条(学校の種類)
「高等教育を実施するために、次の各号の学校を置く。大学 2. 産業大学 3. 教育大学 4. 専門大学 5. 放送大学(略) 6. 技術大 7. 各種学校」
- ・ 第28条(大学の目的)「大学は人格を陶冶し、国家と人類社会の発展に必要な学術の深淵な理論とその応用方法を教授・研究し、国家と人類社会に貢献することを目的とする。」
- ・ 第47条(専門大学の目的)「専門大学は社会の各分野に関する専門的な知識と理論を教授・研究し、才能を練磨して国家社会の発展に必要な専門職業人を養成することを目的とする。」
- ・ 第50条(専門大学の学位授与)①「専門大学において学則で定める課程を履修した者に対して専門学士学位を授与する。」(専門学士課程、英文は Professional Bachelor)
- ・ 第50条2(専攻深化課程)での学位授与「専攻深化課程に入学し、学則で定める課程を修了した者には学士学位を授与することができる」(Bachelor degree)

同項③(専攻深化課程の入学資格)「専攻深化課程に入学できる者は同一系列の専門大学を卒業し、関連分野での在職経験がある者とする。」

- ・第59条(各種学校)④「第35条第1項・第5項及び第50条の規定は、大学及び専門大学に準ずる各種学校のうち、上級学位課程への入学学歴の認められる学校として教育科学技術部長官の指定を受けた各種学校の場合に、これを準用する」<改正 1999.8.31, 2001.1.29, 2008.2.29>

2-4-3. 教育技術科学部(文部科学省)内の所管

- ・5局編成で、企画調整室、人材育成室(大学)、生涯職業教育局(専門大学・各種学校)、学校政策局(初等中等)、教育福祉支援局)

2-4-4. 機関と学生の量的動態：2013.5

- ・一般大学 189校(57.6%) 343,652人入学(63.3%)
- ・専門大学 139校(42.4%) 199,559人入学(36.7%)

2-5. 中国の職業技術学院及び専科大学

2-5-1. 種類と性格

- ・技術高等専科学校：中卒4年制中等専門学校(ソ連のテフニクムモデル)に1年を積みます。工業技術系学校だが、次第に職業技術学院へ改組。
- ・単独職業技術学院(高職)＝統計上専科大学に含まれる。高卒対象の主に1996年職業教育法、1998年高等教育法以降の3年制学校。主に、民間学校であり、第3次産業。
- ・大学附設職業技術学院＝専科大学(高専)：高卒3年制課程で、第3次産業、医療系、教員養成系。

2-5-2. 法制 (陸素菊訳)

1996年職業教育法

- ・第十三条 職業の学校教育は初等、中等、高等な職業の学校教育に分ける。初等、中等の職業の学校教育はそれぞれ初等、中等の職業学校に実施される；高等職業教育は需要と条件によって高等な職業学校で実施され、あるいは普通の大学に実施される。その他の学校は教育行政の部門に統一して計画案配することによって、当該段階の職業の学校教育を実施することができる。

1998年高等教育法

- ・第十六条 高等教育の学歴教育は専科の教育、本科の教育と大学院生の教育に分ける。高等教育の学歴教育は下記の学業の標準に合致するものとする。
 - (1) 専科の教育は学生に当専攻のなくてはならない基礎理論、専門の知識を掌握するべきであり、当専攻に必要とされる実務的な仕事に従事する基本的な技能と初歩的な能力を身につけるべきである。
 - (2) 本科の教育は学生に比較して系統的に当学科、専門の基礎理論、基本知識を掌握するべきであり、当専攻に必要とされる基本的な技能、方法と関連的な知識を掌握し、当専攻に必要とされる実務的な仕事と研究的な仕事に従事する初歩的な能力を身につけるべきである。

- ・取得学位：一般大学（本科）は学士であるが、専科は無し。但し、卒業証明書や職業能力証書授与。

2-5-3. 所管

- ・高等職業教育・専科大学が、国家教育部（文部科学省に当たる）高等教育司（局に当たる）で所管し、職業教育と成人教育司の所管ではない。

2-5-4. 機関と学生の量的動態

- ・本科(学部4年制) 1145校 303.8万人
- ・高職・専科 1297校 320.8万人

3. 教育課程・連携実習

3-1. アメリカのコミュニティーカレッジ(Columbus State University)

3-1-1. 設置プログラム

－ Associate of Science Degree Requirements

- 61 Credit hour (一般教育系 30CH、追加選択 31CH 以上) (1 CH=1 セメスター毎週 1 時間) たいていは数単位)
- 前者：英語、数学、文学、社会・行動科学、生物・物理、他、後者：人類学、ビジネス、コミュニケーション、コンピュータプログラミング、ダンス、経済学、教育学、英文学、外国語、音楽などの分野から選択

－ Associate of Arts Degree Requirements>

- 61CH(一般教育系 30 以上、追加選択 30CH)以上、一般教育 37CH 以上で Transfer 可。
- 前者：英語、数学、歴史学、文学・文化、社会・行動科学、生物・物理から。後者：会計、人類学、生物、物理、化学、コンピュータ、ダンス、経済学、英文学、数学、音楽、政治学、心理学、統計学などから。

－ Career and Technical Program (2012 年夏期で 16399 人登録、通常 2 年プログラム)

“Accounting Associate”+ 各期数科目で公認会計士基礎、税理士 Certificate 等の取得可(3 年)

“Business Management Associate +数科目で ” Entrepreneurship Certificate, Project management Certificate など。

“Automotive Technology Associate” +数科目で Maintenance and Light Repair certificate など。

この職業学士コースの学生が Transfer するには、通常 20CH 弱の一般教育科目を取得するため プラス 1 年追加学修。 → → 「**アメリカ専門教育モデル**」

3-1-2. 実習の位置づけ：キャリア・専門プログラムの実習科目

－ 講義・実習融合型科目がメインであり、元来実践的科目なので、科目上、講義・実習別区分はない。

－ Certificate プログラムなどの場合、第 4 セメスターで必ず、Practicum があることが目立つ。

3CH があるのが目立つ程度。 →→→ **別添資料②参照**

- ・Accounting Practicum 3CH (4, SEME)
- ・Business Practicum 3Ch (4. SEME)

3-2. ドイツの専門大学

3-2-1. 教育課程における講義・実習・企業実習の区分

一般的に、学校制度と同様、中等教育、高等教育を通して、明確に区分する傾向、現場実習の専門教育上の独自の役割を位置づける伝統(人間観)がある。

学修課程の基本的基準は州高等教育法：NRW州の場合

§60 (学修課程)

「(1) 本法にいう学修課程は試験規則によって定められ……。原則として職業資格修了に至るものとする。職業資格修了とは、職業準備や職業入門的な専門適正が授けられる学修課程の修了にあたるものである。(2) 大学は外国語の授業、外国語の学修課程および外国、とくに EU パートナー大学の学習課程と連携した国際課程、それらの一部は外国の大学での単位や試験がなされる課程を発展させることができる。

§61 (正規の学業期間)

「(1) 正規の学業期間は、1つの学修課程の中に海外セメスター、**実習セメスター**やその他の職業実践学修期及び試験実施期間が統合された期間である。」(専門大学の要件) 「(2) 正規学修期間は、バッチェラー段階では1つの職業専門的修了に至ることによって終わられる6以上、8セメスター以内とする。」(専門大学を除き、マスター課程の場合はプラス2-4で、最高10セメスター)」

各州・各大学・専門大学の試験規程

さらに、各州の高等教育法における学習指導要領的なものは**試験規則(Prüfungsordnung)**に表現される。

ー NRWの場合：§64(2)「大学の試験規則は以下の点を定めなければならない。1. // 3. 学修課程に含まれる海外実習ゼメスター、実習ゼメスターもしくは職業実践学修期の諸条件。・・・10.・・・。」

ー ビーレフェルト専門大学建築マネジメントとバッチェラー課程の試験規則(04.12.2012)

「§22 実習段階 (1)プロジェクトマネジメント建築のバッチェラー課程には、1の学修段階が設定される。・・・(3)この実習段階は第5ゼメスター以降に行われ、ビーレフェルト専門大学が公法上の団体として遵守すべき法規に従う。」

までに証明を受けなければならない。・・・」

ー ゲッチンゲン専門大学経営管理論バッチェラー課程の例 →→→ **資料参照③**

4期に亘る企業実習。企業実習を通しての卒業研究など。

* 資料のように、「専門教育のドイツモデル」には、一般大学と同様、教養課程がない。
(「教養教育”Allgemeinbildung”はギムナジウム13年制で終わる」) 年限短縮するとどうなる？

3-2-3. 産学連携体制

ゲッチンゲン専門大学の例(寺田 2011 参照)

・ 11 のパートナー企業が学校評議会に参加。教育課程の協議。企業実習や就職を引き受け。

3-3. 韓国

3-3-1. 東洋テクニカルカレッジ(ソウル)を例にした産学連携カリキュラム経営

- ー 東洋工業専門大学 Dongyang Technical College の歴史
 - ・ 1939 : 工業専門学校
 - ・ 1965 : 工業高校設置 (3 年生) +2 年制コース
 - ・ 1974 : すでに Technical college に(2 年制)
 - ・ 2002 : 3 年制プログラム導入
 - ・ 2008 : 4 年制プログラム導入
- ー 工業技術・情報系 4 学科とデザイン、ビジネス各 1 学科の 6 学科(Faculty)編成
- ー 2~3 年制 Associate degree プログラムの上に、1-2 年制プログラムの追加で Bachelor degree
- ー 企業との連携によるカリキュラム開発
 - ・ Job analysis (Needs, Jobs, Tasks) – Curriculum development – Learning material development のサイクル
 - ・ 三星他、連携企業の要請ニーズ項目を取り入れて、カリキュラムの設計(企業での Tasks 分析の企業側発表 2 日間)。
 - ・ 企業設備の活用。
 - ・ 卒業生の 80%以上が、連携企業に就職
 - ・ 大学講義での問題解決スキル志向の授業、41 の課外活動、展示会への参加

3-3-2. 医療・工芸(職業資格)系 A 専門大学(忠清南道)

- ー 貴金属・宝石デザインの一流人材の養成(貴金属加工技師、ジュエリーコーディネーター等 10 の資格に対応)と歯科衛生士(国家資格)対応の養成
- ー ジュエリー・デザイン科が 2 年制課程、歯科衛生科が 3 年制課程でいずれも専門学士 (Associate)課程。後者はプラス 1 年の深化課程を設置。
- ー 前者の定員 40 名中、2013 年度卒者 2 名が付近の国立大学デザイン科に編入。後者の専門学士課程の定員 120 名、深化課程の定員 30 名(9 うち 20 名が同校卒者)、深化課程卒者の若干名は近辺の国立ナンバースクールの大学院に進学。
- ー 歯科衛生科 3 年制の教育課程表(李明薫氏訳) → → → **資料 ④**
 - ・ 名称と同様、ドイツ型に近いが、一定の教養(基礎力科目)の配置
 - ・ 各 1 ヶ月の現場実習(2 年次と 3 年次)
 - ・ 専門大学等での教師養成課程(科目)も設置

4. 質保証：設置認可・認証評価 (寺田 D1-2013, 学位機構 C1~3 参照)

4-1. アメリカ

4-1-1. 設置認可

- <喜多村和之の研究> (アメリカにおける大学設置認可と大学評価 飯島宗一他 大学設置・評価の研究 東信堂 1990)
- ー カリフォルニア州の設置認可 1977 年の“Private Postsecondary Act”により私立大学の認可プロセスの紹介。

- ・州教育長に授業要覧等の提出・申請→ア Kredィテーション→学位授与プログラムの認可、ア Kredィテーション未合格の場合、申請→最低基準の審査(プログラムの教育目的適合性、施設・設備・教員数、教員資格、州・地方の消防・建築・衛生規則との適合等、9項目の紹介) → 学位授与プログラムの認可申請・許可
- － 教員資格 (カリフォルニア州教育長規則の訳の中で) CCL 教員は不明。

4-1-2. オハイオ州の設置認可のプロセスと基準

- － **Education Code** (*Ohio Laws and Rules, Revised Codes*)

Chapter 3354 Community Colleges (3353 は State University, 3375 は Technical College, 3358 は State Community College など州議会での議決・立法事項)

3354.07 Community college plan- approval by board of regents.

- ① 「コミュニティーカレッジ区の理事会メンバーの資格にもとづき、理事会は学区内のコミュニティーカレッジの公式プランを準備する。」(その中身: ニーズ、入学者見込み、用地、建物、施設カレッジの運営、組織、初期2年間の運営予算等)
- ② パブリック・ヒヤリング(ニーズ、適切なロケーション、望ましい用地、教育施設)
- ③ Ohio Board of Regents でのプログラムの認可 (不可の場合、新プラン策定)

*州議会での議決・立法化

- － Board of Regent でのプログラムの

Academic Program Approval.: Community Colleges Ohio Board of Regents, University System of OHIO.

<https://www.ohiohighered.org/academic-program-approval/community-college> (2013/04/17)

プログラム認可事務所はオハイオのコミュニティーカレッジの准学士と1年制の資格プログラムのレビューを行い、州高等教育システム評議会議長官の認可に関する公式勧告を作成する。基本は2つの申請文書(Letter of Intent と Proposal for Undergraduate Degrees/Degree Programs、とくに後者)

4-1-3. 認証評価

<Columbus State Community College の場合>

- ・1963年 Columbus Area Technician School(ハイスクール後2年制課程)として開設
- ・1965年 Columbus Board of Education が Columbus Technical Institute の認証、1967年7月1日に state college として設置認可(chartering)。
- ・最初の認証は1973年
- ・1987年7月1日に、Columbus Board of Education により、Columbus State College として再設置認可
- ・最新の認証の承認は、The Higher Learning Commission (Member of North Central Association, Chicago)の認証(2012-13年(2019-20年まで7年間有効))。

<認証評価機関の評価項目例>

*地域規模、全米規模、専門別など約80の非政府機関による認証

Institutional Accreditation: An Overview. 2010. The Higher Learning Commission (Member of North Central Association, Chicago) (医療、ビジネス、工学等の専門プログラムは、各専門団体による認証) 最新版はHPに有り。

<http://www.ncahc.org/Information-for-Institutions/criteria-for-accreditation.html> (2013/04/

「第1基準(ミッション) 機関(institution)のミッションはクリアであり、公的な基準につながったものである。それは機関の運営を導くものである。(コア要素4中項目・11小項目)

第2基準(規範) 倫理と責任ある行為。機関は規範をもって行為し、その行為は倫理的であり、責任あるものである。(コア要素5中項目・6小項目)

第3基準(教育と学習: 質、資源、学生支援)

コア要素(5項目)

3A. 機関の学位プログラムは高等教育にふさわしいものである。

1. 課程やプログラムは今日的であり、学位や資格授与にふさわしい学生による到達レベルを要求する。
2. 制度は学部、大学院、ポストバカロレア、資格の各プログラムの学修目標につながり、差異化する。
3. 略

3B. 機関は知的探求心の錬磨、その獲得、応用、幅広い学修とスキルの統合が教育プログラムに必須であることを示す。

1. 略
2. 機関は学部一般教育の要件の目的、内容、企図する学修アウトカムを明確にする。・・・
3. ~5. 略

3C. 機関は効果的で高度のプログラムと学生サービスに必要な教員と職員を持つ。

1. 機関は課程内外の教員の役割を果たしうるだけの十分の教員と職員を持つ。
2. ~6.

3D. 機関は、学生の学修と効果的な教育の支援を提供する。(1~5)

3E. 機関は、十全な教育環境に資するクレームを処理する。

第4基準 教育と学習: 評価と改善

4A. 機関は教育プログラムの質の責任を明示する。(1~6)

4B. ~4C.

第5基準 資源、計画、機関の効率性

5A~5D

4-2. ドイツ

4-2-1. 設置認可

(1) 失効予定の連邦高等教育大綱法第70条(機関の認可)

但し、非州立大学の認可のみ規定 (州立は州の権限・州で規定)

「(1) 州法上の国(州)立大学でない教育機関は、州法上の詳細な規程に従い、以下の点が保証されるなら、国認可の大学としての地位を有することができる。

- 1 学修課程が第7条に言う目標に適合していること。
- 2 幾つかの副専門課程が当該機関単独でもしくは他の教育機関との連携で存在しているか、修了モデルとして予定されていること。・・・
- 3 入学志願者が対応する州立大学に編入学する条件を満たすこと。
- 4 専任教員が州立大学の当該活動に求められる任用条件を満たしていること。
- 5 大学の成員の学修課程編成への参加。・・・」

(2) NRW の高等教育法

第1条 (適用範囲)

「(1)本法はノルトライン・ヴェストファーレン州の大学に対して、第9章の(認可)基準に従い、州認可の大学(注：州立大学)と非州立大学の事業体に適用される。」 (コメント：第9章は州立と非州立双方に適用される。)

第72条(認可と認可の無効)

まず(1)で非州立機関の(しかし、殆ど事後設置されることがない州立と同等の基準)。

「(1) 州の担当部局に属さない教育機関は以下の点が保証されるなら総合大学もしくは専門大学として国によって認可される。」(連邦大綱法第70条にほぼ同じ)

1~9 (略)

「(2) 所管省による国の認可は、書面による申請を必要とする。認可は一定期限内に告示され、第1項の諸条件を満たすなら冊子にして公表される。

認可通知には、認可の対象となる大学の段階を含めた学修課程、大学の名称が確定される。

もし、大学がその後の学修課程の認証の合格を所管省に示すなら、当該認可は第1項の諸条件を満たしていればその後の学修課程にも及ぶものとする。・・・

(3) 大学が省によって一定期間内に合の採択を受けない場合、もしくは学修の事業が1年間休業状態である場合、当該認可は無効となる。・・・」

(3) 私立大学・専門大学の設置に関する解説書

Leitfaden zur Gründung privater Universitäten und Fachhochschulen(§72, Hochschulgesetz) Ministerium für Innovation, Wissenschaft, Forschung und Technologie des NRW. 2008)設置認可の解説

I. 認可の3段階

第1段階：構想化段階

法的最低基準の適格審査 (予備審査)

- ・計画の妥当性 ・学校種・構想・理念 ・プロフィール ・管理・組織構造 ・教育課程 (専門重点を含む基本課程；通常課程、遠隔課程、職業人課程、デュアル課程か) ・研究・開発の見通し ・地域連携・編入 ・大学人員の量と質 (教授、学術助手、管理職員) ・財務諸表 ・質保証の措置

第2段階：学修課程の認証評価 (3段階)

- ・設置学修課程が州立大学の課程との同等性の審査
- ・人員数の説明陳述

- ・要件充足の説明
- ・学修課程の認証評価は、認証評価協議会(注：1998年設置)に委託される第三者機関への申請によって始まる。

第3段階：申請段階

私立施設による所管省への大学認可の申請によって、申請段階が始まる(第72条、第2項)。

- ・第72条第1項の法的最低基準を満たしているかどうかの判定
- ・申請される教育課程の認証評価の有効期間は原則5年である。バッチェラ一課程は3年、修士課程は2年を下回ってははならない。

(*注：2回目以降は7年間)

- ・(支払い手続きと規定)
- ・申請は入学許可の4ヶ月前までには終わられ、適時処理されねばならない。

II. 認証項目の詳細

(別途・申請フォーマット有り)

4-2-2. 認証評価

NRW 高等教育法第72条第2項にあるように、設置認可後のおもに課程の質評価、課程増設の際の認可条件。

一 AQAS の認証評価申請書解説に見られる学修基準項目

Leitfaden zur Erstellung eines Akkreditierungsantrag (Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen.2012.)

1998年以降、連邦レベルで Akkreditierungsrat(認証評議会)が設置され、バチェラー、マスターの課程の認証をいくつかの代理機関に委託している。Agentur für Qualitätssicherung durch Akkreditierung von Studiengängen(AQAS)、Akkreditierungsagentur für Studiengänge der Ingenieurwissenschaften, der Informatik, der naturwissenschaften und der Mathematik e.V. (ASIN)など分野別に10の代理機関が存在している。認証項目は、以下の通りである。

1. 課程のプロフィールと目標
 - ・目標(6項目)
 - ・国政通用性(3項目) ・特別のプロフィールを持った課程(1項目) ・連携課程(4項目) ・入学条件(6項目) ・男女および機会均等(2項目)
2. 教育の質とカリキュラム
 - ・内容と水準(7項目) ・モジュールの記述(1項目) ・移動・編入の可能性(1項目)
3. 職業分野への方向付け
 - ・資格水準の高い就業活動の能力(2項目)
4. 課程の学習しやすさ
 - ・学習組織(3項目) ・連携課程の場合(1項目) ・情報・相談・指導(3項目) ・モジュール化とクレジットの授与 (5項目) ・試験・試験の組織(6項目) ・統計データの有無(3項目)
5. 人員・物的資源(8項目)

- ・人的資源・リスト(等級職階、分野、氏名、課程での担当領域、赴任年月日、認証授業される職階、兼職)

6. 質保証(6項目)

4-3. 韓国

4-3-1. 設置認可(詳細略)：一般大学と同様の規程

- － 高等教育法第4条、高等教育法施行例第2条、大学設置・運営規程第2条に規定(寺田2013)
- － 産学連携上注目される規定：運営規程第2条の8項

「大学を設立・運営する者、または大学の長は産学協力による教育と研究等を促進するために必要な場合として次の各号のどの一つに当たる場合には産業体等が「産業教育振興と産学研協力促進に関する法律 施行令」第33条による事業種目の用途に限り大学の施設を利用することができる。この場合産業体等が利用できる校舎の面積は第4条第3項により算出された校舎面積の10%を超過できない。

1. 産業体等の資材と人力を大学の教育・研究、または学生たちの実習に共同に活用するようにする約定がある場合
2. 産業体等が大学に機資材、または寄附金等を寄附するという約定がある場合

4-3-2. 認証評価

- － 一般大学は1982年から大学教育協議会内の大学評価認定委員会(国認定協会機関)の事項
- － 専門大学は、高等職業教育評価認証院(国認定の協会機関)が担当：5年間有効
- － 評価項目の詳細は、寺田(2013)参照
*評価基準の3に「3.1 産学協力 3.2 就業支援活動 3.3 現場実習」が規定されている。

5. 教員資格 ー取得学位と実務経験

5-1. アメリカ

5-1-1. 全米の一般的状況：Bureau of Labor Statistic (Governmental)

[http://www.bls.gov/ooh/Education-Training-and-Library/Postsecondary-teachers.htm#tab-4\(2013/04/17\)](http://www.bls.gov/ooh/Education-Training-and-Library/Postsecondary-teachers.htm#tab-4(2013/04/17))

How to become a Postsecondary Teacher

- ・4年制大学で働く後期中等教育教師はほとんどは各分野の Dr. degree を求められる。・・・
- ・2年制のカレッジやキャリア・専門学校は Mr. degree を持った者を採用する。しかしながら、より任期のある募集分野もあるので、このような場合は各機関はより選別的になり、しばしば Ph.D. を持った応募者を選抜する。
- ・料理とか美容などのような キャリア・専門教育(注：職業教育)科目 を教える教員は、学士レベル以上の教育を求められることはない。その場合、学校は その教授分野の経験もしくは資格を有する者を求める。

5-1-2. カリフォルニア州の Academic Senate California Community Colleges の科目別教員資格

Minimum Qualifications for Faculty and Administrators in California Community Colleges, 2012.

- ・修士学位科目：58科目(会計、歴史、ビジネス、コンピュータ科学、環境学、工学、教育学、地理

等)

- ・特殊学士もしくは準学士科目：1科目(生命工学)
- ・学士+2年の専門経験か準学士+6年の専門経験の科目：143科目(農業工学、建築、自動車工学、商業美術、電子工学、図書館技術、ホテルサービス、リハビリ技術、ロボット技術、靴修理、輸送、旅行サービス、溶接等)

[http://www.asccc.org/sites/default/files/Minimum_Qualifications_Handbook_for_2012-2014_\(MB2\)_020212.pdf](http://www.asccc.org/sites/default/files/Minimum_Qualifications_Handbook_for_2012-2014_(MB2)_020212.pdf)

5-2. ドイツ

一 高等教育大綱法 2007 の第 44 条

「教授(女男)の任用条件は一般的服務条件とならび、原則として、

1. 大学学修課程の修了
2. 教育的適正
3. 通常、博士学位のレベル(質)が証明される学術研究の特に優れた能力もしくは芸術創作のとくに優れた能力
4. それらに加えて当該ポストの要件により、
 - a) 付加的な学術的業績
 - b) 付加的な芸術的業績
 - c) 多年の職業実践における学術的認識と方法の応用もしくは開発によるとくに優れた業績」

一 2006年 NRW 高等教育法第 36 条(大学教員の任用)：職階別の資格規定

1.~3.は連邦大綱法に同じ

- 「4. 総合大学の教授男女については、それらに加えて、もっぱら、総合的に招聘過程の中で評価される付加的な学術的業績、ジュニアプロフェッサーの場合は Habilitation もしくは大学における学術助手(Mitarbeiterin/er)としての活動実績・・・
5. 専門大学の教授(女・男)の場合は、5年間の職業実践活動、うち3年以上は大学外での当該専門に対応する1領域で従事した学術的認識と方法の応用と開発の実績第4項にあたる付加的学術的実績にあたる。」

5-3. 韓国

一 高等教育法第 16 条の大学教員資格基準規定

職階別研究実績年数と教育経歴年数 (別表)

- 一 スタートである助教職にあるように、「勤務しようとする学校と同等以上の学歴」(＝専門大学以上)
- 一 助教授以上の場合、研究年数が、3年、4年と求められるので、副教授以上は事実上博士学位が求められる。
- 一 実務経験は、我が国の国立大学教員の格付けの際の民間経験のカウントのように、最高30%まで割り引いて評価する。

6. 新動向

6-1. アメリカ

Zirkle, Ch./J. Popovich :Current Challenges and Issue in Postsecondary Vocational Education in the United States. Oct. 19, 2014, Tokyo.

- 約60%の就職口の資格は Associate degree を求めている。にもかかわらず、4年制を志向する親が多い。
- とくに、上級看護師、コンピューター専門士、法律助手、歯科衛生士、ペットテクニシャン、環境テクニシャン、心臓血管技術者(テクノロジスト)
- 平均年齢(29歳)が高く、フルタイム職を持つ(パートタイム)学生が多い。
などから、
 - * 継続教育、akademic transfer、Technical career education、Distant education という複合的機能を果たす必要が強くなっている。

6-2. ドイツ

- * ドイツモデルのアングロサクソン化への接近(3つの意味で)
- 職業教育を含むドイツ高等教育共通の課題は教養教育を組み込む必要がでてきたこと。
 - ・5A タイプである以上、1999年以降のボローニャプロセス(欧州学位比較対照と質保証)に対応しつつある。
その基盤にある Framework for European Higher Education Area における short cycle (associate), first cycle (bachelor), second cycle (Master), Third cycle (Doctor)に伴う、例えば、bachelor の場合、180(3年制)~240(4年制)credits のうち 20~30%は基礎科学科目。
 - ・同様に、もう1つは、2007年から2016年に完成するギムナジウムの12年制化(後期中等教育の年限共通化)に伴う、教養教育の縮減への対応
- 他方、この高等教育資格枠組みとの相互浸透可能にする欧州職業資格枠組み(2002年以降、European Qualification Framework=EQF、「コペンハーゲン宣言」で2010年中の各国国内資格制度の整備、2012年までに対照作業を完遂)により、国内資格制度の整備・調整。知識、スキル、コンピテンスの専門性・責任裁量性の度合いに従って、8段階化(5.短期サイクル、6.バッチェラー、7.マスター、8.ドクター)に対応。専門アカデミーなど、5Bタイプの内容や制度の改革。

6-3. 韓国

- * 専門大学の重点化(CHI, Wonsik. Present Status and New Policy Plan of Junior Colleges in Korea, Oct, 19, 2014, Tokyo)
- 2008年以降の「教育力強化事業」の一環としての知識ベース・産業創造のコア専門人材の育成による世界的専門大学の創生
- 具体的には、専門大学の4種別化

タイプⅠ：1つの産業・職業分野への特殊化(自動車専大、税務専大など、70%以上の学生)

タイプⅡ：1つの専門分野とローカルな産業の混合専門化大学(ホテル・観光、教育・福祉、IT など)

タイプⅢ：プログラムの専門化：ベンチャービジネスなど、70%以上の専大で。

生涯職業教育タイプの専大：現職・失業・退職成人など用のカリキュラム。

6-4. 中国

SHI, Weiping : To Establishment a Modern TVET System: New Innovation of Higher Vocational Education in China. Oct. 19, 2014, Tokyo.

- * 欧州モデルを採用し、職業技術学院・専科大学と4年制大学の一部を専門大学(Applied university)へ
- 2014年6月に教育部が「現代的職業教育の促進(システム構築)に関する決定」を発令。2020年までに世界レベルの職業教育システムの確立。高等職業教育学生を1480万人に(現在の4倍)。農業、製造業、サービスビジネス、新戦略産業のスキル育成に焦点化。
- 元々のプラン；優れた職業技術学院の専科大学・専門への昇格の促進と
- 既設の4年制大学1200の内、半分の600を専門大学に再編提案(2014.5)。
- 結果として、欧州と同様のアカデミックトラックと職業・専門職トラック(中等職業教育-職業技術学院-専門大学-大学院プログラム-プロフェッショナル学位)の体系構築を目指す。

<主要参考資料>

A. 一覧表・制度法制比較

1. 中央教育審議会(2010.05.17) 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(第二次建議報告書)p.175, 同(2009.06.17)諸外国の高等教育機関における職業教育について(キャリア教育・職業教育特別部会作業部会第7回)及び各国の高等教育法制における実務系・職業系高等教育機関の定義(同作業部会第7回の寺田委員提供資料)
2. 文部科学省高等教育局(2014.10.07) 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議(第1回)参考資料4の6 諸外国の職業教育(p.17)

B. 各国概要報告書

1. みずほ情報総研(2012.03.00) 平成23年度 生涯学習施策に関する調査研究 諸外国における後期中等教育後の教育機関における職業教育の現状に関する調査研究報告書(韓国、フィンランド、ドイツ、フランス、米国)

C. 各国質保証システム法制等の翻訳

1. 独立行政法人 大学評価・学位授与機構訳(2010) 諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 アメリカ合衆国. 2. 同機構訳・韓国大学教育協議会大学評価院(2012) 韓国高等教育質保証 インフォメーション・パッケージ. 3. 同(2013)中国高等教育質

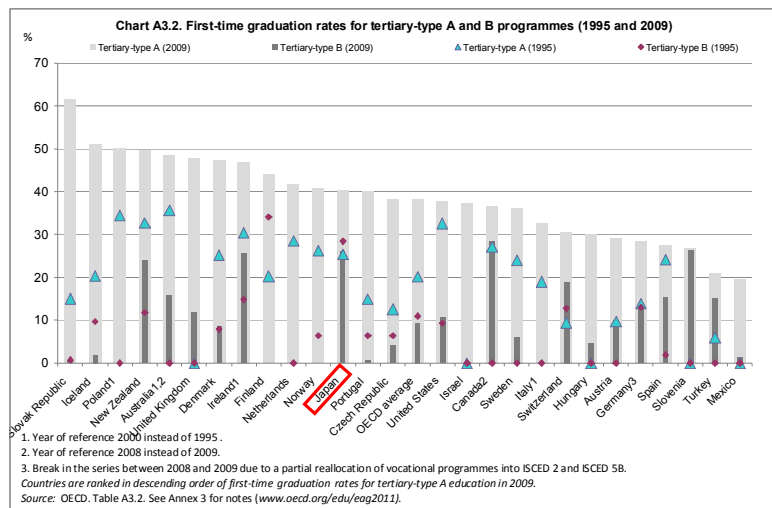
保証インフォメーション・パッケージ。

D. 寺田関連の論稿

1. 寺田盛紀・李明薫・Demes, Helmut・Popovich, Jacob(2014.03.28) 高等職業教育の設置認可・認証評価のシステム—アメリカ・ドイツ・韓国の事例の意義—, 職業とキャリアの教育学(名古屋大学大学院教育発達科学研究科)第20号, 1-20.
2. 寺田盛紀(2012.10) 職業教育・専門教育の国際比較の視点からみた日本の人材育成の現状と課題 樋口義雄・財務省財務総合政策研究所編 国際比較から見た日本の人材育成, 日本経済評論社, 131-152.
3. 寺田盛紀(2011) 日本の職業教育—比較と移行の視点に基づく職業教育学—, 晃洋書房, 第8章 高等教育における職業教育—日本・アメリカ・ドイツ—, 124-145.
4. 石偉平(2004) 中国における高等職業教育から職業への移行過程, 寺田編 キャリア形成・就職メカニズムの国際比較—日独米中の学校から職業への移行, 晃洋書房, 254-266.
5. 寺田盛紀(2003) 新版 ドイツの職業教育・キャリア教育—デュアルシステムの伝統と変容—, 大学教育出版社, 第11章 専門大学におけるデュアル課程の展開—ドイツ職業教育の高等教育化の諸相—, 190-211.

別添資料①

寺田(2012)職業教育・専門教育の国際比較の視点から見た日本の人材育成の現状と課題
 財務省・樋口美雄(2012) 国際比較から見た日本の人材育成,日本経済評論社, p.134,137.



図表 4-2 タイプ別高等教育機関卒業率（1995年と2009年の比較）

(出典) OECD “Education at a Glance”, 2011, p.63.

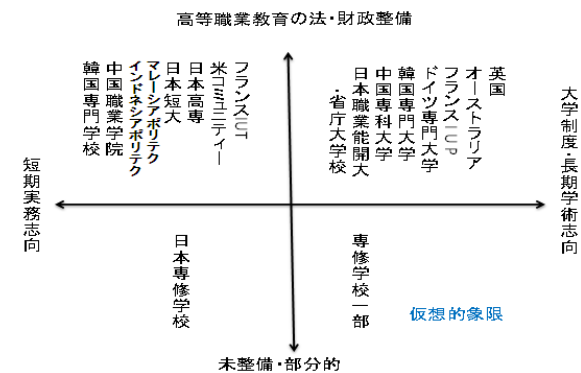
最近では1998年の連邦の改正高等教育法（SEC101a.3）では、「学位を授与するのに必要な十分な単位と認められる2年以上の教育プログラム」¹、つまりコミュニティー・カレッジの職業プログラムをそれぞれの職業に対応する職業資格だけでなく、准学士（Bachelor associate）に値する高等教育の1つであることを規定している。また、職業教育法制の側では、2006年のカール・D. パーキンス職業・専門教育法²第3条第5項が職業教育は「中等教育からカレッジ段階に至る専門的職業のキャリアに準備する教育活動」と定義している。2007年1月時点で、学校数1195校（大学は2533校）、登録学生数は約1160万人（大学生数は約1099万人）に上る。

つぎに、中・高等教育制度や労働市場がおおいに異なるドイツを取り上げてみよう。ドイツでは、連邦高等教育大綱法³の第1条（現行法は2007年改正法）で「本法で言う高等教育機関（Hochschulen）とは大学（Universitäten）・・・、専門大学（Fachhochschulen）・・・」として、後者が位置づけられている。この専門大学はUNESCOやOECDが使っている国際標準教育分類でいうAタイプの高等教育機関である。ノルトライン・ヴェストファーレ

¹ Higher Education Amendments of 1998, P.L. 105-244.

² Carl D. Perkins Career and Technical Education Act of 2006, P.L. 109-270.

³ Bundesministerium für Bildung und Forschung (Germany) (2004) Hochschulrahmengesetz http://www.bmbwf.de/pub/HRG_20050126.pdf



文部科学省の『2011（平成 23）年度 学校基本調査』（確定値）によると、専修学校における全設置学科（昼間 8291）のうち、3年以上の修業年限の課程は2046（24.7%）であり、4年制課程もすでに509（6.1%）となっている。

3. 日本の職業教育のカリキュラム・方法による職業能力の形成

(1) 職業教育・専門教育比較（評価）の4次元

つぎに、職業教育の4つの構造次元に即して、わが国の職業教育・専門教育を抽出してみよう。図表 4-4 は、中等職業教育ばかりか大学等における専門（職業）教育の比較や評価のための構造格子モデルである⁴。第1次元は職業・専門教育の行財政の側面であり、官僚制（行政的規制）志向・市場志向・パートナーシップ志向という下位概念が評価の基準になる。第2次元は職業・専門教育の養成目的や労働市場への移行特性にかかわる側面であり、一般的職務能力志向・専門的特殊職業資格志向・基礎的な資格志向という下位概念によって評価される。第3次元は教育訓練の中身や方法にかかわる次元であり、技能熟練志向・座学理論志向・両者の結合志向という下位概念によって特徴づけられる。さらに、こうした3次元のそれぞれに基礎に潜んでいるそれぞれの国・地域のものごとに対する見方、文化、観念の世界である第4次元との関係も押さえて置く必要がある。

以下、このうち、職業教育や専門教育のカリキュラム・方法構造（第3次元）、職業教育・

⁴ 寺田（2011）, p.58.



Columbus State Community College

Plan of Study

Business Programs Accounting

CAREER AND TECHNICAL PROGRAMS
Effective Autumn Semester 2012

Name _____
Student # _____
Date Entered _____
Advisor _____

FIRST SEMESTER	G/T/B	CR
ACCT 1211 Financial Accounting	T	3
ENGL 1100 Composition I	G	3
ECON 2200 Principles of Microeconomics	B	3
BMGT 1111 Management	B	3
COLS 1100 College Success Seminar	B	1
BOA 1102 Excel I	B	1
TOTAL		14

SECOND SEMESTER	G/T/B	CR
ACCT 1212 Managerial Accounting	T	3
ACCT 1400 Accounting Systems	T	3
STAT 1350 Elementary Statistics	G	3
FMGT 2201 Corporate Finance	B	3
LEGL 2064 Legal Environment of Business	B	3
TOTAL		15

SUMMER SEMESTER	G/T/B	CR
ACCT 2250 Intermediate Accounting I	T	4
ACCT 2211 Cost Accounting	T	3
XXX XXXX N/P (Select from List on back)	G	4
TOTAL		11

THIRD SEMESTER	G/T/B	CR
ACCT 2252 Intermediate Accounting II	T	4
ACCT 2232 Federal Taxation I	T	3
SOC 1101 Sociology	G	3
XXXX XXXX A/H (Select from list on back)	G	3
TOTAL		13

FOURTH SEMESTER	G/T/B	CR
ACCT 2241 Auditing	T	4
ACCT XXXX Technical Elective	T	3
ACCT2901 Accounting Practicum	T	3
ACCTxxxx Technical Elective	T	3
Case Studies Strategic Management	B	3
BMGT 2299 Management	B	3
TOTAL		16

TECHNICAL ELECTIVES	CR
ACCT 2231 State & Local Taxation	3
ACCT 2236 Federal Taxation II	3
ACCT 2239 Advanced Taxation	3
ACCT 2240 Tax Practice	3
ACCT 2258 Advanced Accounting	3
ACCT 2266 Public Administration/Fund Accounting	3
ACCT 2275 Fraud Examination	3
ACCT 2281 Sarbanes Oxley	3
ACCT 2291 Internal Auditing	3
ACCT 2293 Operational Auditing and Special Topics	3

GRADUATION REQUIREMENTS	CR
G = General Education	16
B = Basic Education	17
T = Technical Education	33
Total General Ed.	16
Total Basic	17
Total Non-Technical	33
Total Tech. Ed.	36
TOTAL CREDITS	69

General Management | Bachelor of Science | 6 Semester

<p>Modul 1: Analytische Methoden Mikroökonomik, Mathematik</p> <p>Modul 2: Grundlagen BWL Einführung BWL, Gründungsmanagement, Internationaler Schwerpunkt I, Methodisches Arbeiten I</p>	<p>Modul 3: Grundlagen des Rechnungswesens Wirtschaftsinformatik I, Buchführung und Abschluss, Kosten- und Leistungsrechnung, Methodisches Arbeiten II</p> <p>Modul 4: Language and Soft Skills 1 Englisch I, 2, Fremdsprache I, Soft Skills I, Social Skills I</p>	01								
<p>Modul 5: Rechtliche Grundlagen und Bewertung Wirtschafts- und Steuerrecht, Handelsrechtliche Bewertung</p> <p>Modul 6: International Business Analysis Makroökonomik, Wirtschaftsinformatik II, Statistik, Internationaler Schwerpunkt II</p>	<p>Modul 7: Primäre Unternehmensaktivitäten Produktion, Marketing, Vertrieb</p> <p>Modul 8: Language and Soft Skills 2 Englisch II, 2, Fremdsprache II, Soft Skills II, Social Skills II</p> <p>Modul 9: Praktikum I</p>	02								
<p>Modul 10: Übergreifende Unternehmensaktivitäten Finanzierung/Investition, Organisation/Personal, Logistische Prozesse, Wirtschaftsinformatik III</p> <p>Modul 11: International Business Environment I BWL ausgewählter Wirtschaftssektoren, Wirtschaftspolitik, Internationaler Schwerpunkt III</p>	<p>Modul 12: Fallstudien/Pianspiele Fallstudien/Projektarbeit, Planspiele I</p> <p>Modul 13: Language and Soft Skills III Englisch III, 2, Fremdsprache III, Soft Skills III, Social Skills III</p> <p>Modul 14: Praktikum II</p>	03								
<p>Modul 15: Internal and External Accounting Controlling, Kostenrechnungssysteme, Bilanzen, Planspiele II</p> <p>Modul 16: International Business Environment II Internationales Management, Globale Wirtschaft, Internationaler Schwerpunkt IV</p>	<p>Modul 17: Language and Soft Skills IV Englisch IV, 2, Fremdsprache IV, Soft Skills IV, Social Skills IV, Wissenschaftliches Arbeiten</p> <p>Modul 18: Praktikum III</p>	04								
<p>Modul 19: Unternehmensführung Corporate Law, Executive Management, Business Process Management</p>	<p>Modul 20: Wahlmodul Vertiefungsfach BWL Der Studierende wählt je eine branchen- und funktionsorientierte Vertiefung aus und schreibt in einer Vertiefung eine semesterbegleitende Hausarbeit</p> <table border="1" data-bbox="762 1491 1160 1619"> <thead> <tr> <th>Branchenorientierung</th> <th>Funktionsorientierung</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Entrepreneurship</td> <td>International Accounting/Controlling</td> </tr> <tr> <td>Industrielles Management</td> <td>Internationales Marketing</td> </tr> <tr> <td>Tourism and Travel Management</td> <td>Vertriebsmanagement</td> </tr> </tbody> </table>	Branchenorientierung	Funktionsorientierung	Entrepreneurship	International Accounting/Controlling	Industrielles Management	Internationales Marketing	Tourism and Travel Management	Vertriebsmanagement	05
Branchenorientierung	Funktionsorientierung									
Entrepreneurship	International Accounting/Controlling									
Industrielles Management	Internationales Marketing									
Tourism and Travel Management	Vertriebsmanagement									
<p>Modul 21: Language and Soft Skills V Englisch V, 2, Fremdsprache V, Soft Skills V, Social Skills V</p>	<p>Modul 22: Wahlmodul praktische oder wissenschaftliche Vertiefung Der Studierende wählt eine der beiden Vertiefungen aus</p> <table border="1" data-bbox="762 1760 1160 1865"> <thead> <tr> <th>Praktisch</th> <th>Wissenschaftlich</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Praktikum in der vorlesungsfreien Zeit (6 Wochen)</td> <td>Methodik der Markt- und Sozialforschung, Ökonometrie, Theorie komplexer Entscheidungsverfahren</td> </tr> </tbody> </table>	Praktisch	Wissenschaftlich	Praktikum in der vorlesungsfreien Zeit (6 Wochen)	Methodik der Markt- und Sozialforschung, Ökonometrie, Theorie komplexer Entscheidungsverfahren	06				
Praktisch	Wissenschaftlich									
Praktikum in der vorlesungsfreien Zeit (6 Wochen)	Methodik der Markt- und Sozialforschung, Ökonometrie, Theorie komplexer Entscheidungsverfahren									
<p>Modul 23: Praktikum IV</p>	<p>Modul 24: Bachelor-Thesis</p> <p style="text-align: right;">T.z. 企業</p>	06								

別添資料④

2014学年度 教育課程表 (A専門大学・歯科衛生科)

区分	科目名	1学年						2学年						3学年						4学年(本1L課程1年単位)						計				
		1学期			2学期			1学期			2学期			1学期			2学期			1学期			2学期							
		学点	講義	実習	学点	講義	実習	学点	講義	実習	学点	講義	実習	学点	講義	実習	学点	講義	実習	学点	講義	実習	学点	講義	実習			学点	講義	実習
教養必修	大学生活の理解1	0	0	0																						0	0	0		
	TOEIC1	2	2	0																						2	2	0		
	大学生活の理解2				0	0	0																			0	0	0		
	社会奉仕				1	0	1																			1	0	1		
	TOEIC2				2	2	0																			2	2	0		
	大学文化と未来1							0	0	0																0	0	0		
	実用英語会話							2	2	0																2	2	0		
	大学文化と未来2									0	0	0																0	0	0
	意思疎通論										2	2	0													2	2	0		
	進路指導1										0	0	0													0	0	0		
進路指導2												0	0	0													0	0	0	
小計	2	2	0	3	2	1	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	8	1
教養選択	公衆保健学	2	2	0																						2	2	0		
	生物学	2	2	0																						2	2	0		
	生活音楽	2	2	0																						2	2	0		
	エアロビクス	2	0	2																						2	0	2		
	心理学				2	2	0																			2	2	0		
	小計	8	6	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	8
専攻必修	歯牙形態学	2	2	0																						2	2	0		
	口腔保健教育学				2	2	0																			2	2	0		
	口腔組織発生学				2	2	0																			2	2	0		
	口腔解剖学				2	2	0																			2	2	0		
	予防歯学				3	3	0																			3	3	0		
	臨床歯衛生学実習1				3	1	2																			3	1	2		
	歯科材料学				2	2	0																			2	2	0		
	歯科放射線学							2	2	0																2	2	0		
	公衆口腔保健学									2	2	0																2	2	0
	口腔微生物学									2	2	0																2	2	0
	臨床実習1(現場実習・夏4週)									3	0	9																3	0	9
	歯周学									2	2	0																2	2	0
	口腔病理学										2	2	0													2	2	0		
	口腔生理学										2	2	0													2	2	0		
	臨床実習2(現場実習・冬4)									3	0	9																3	0	9
医療関係法規												2	2	0													2	2	0	
小計	2	2	0	14	12	2	2	2	0	9	6	9	7	4	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	28	20
専攻選択	歯科コーディネイター実	1	1	0																						1	1	0		
	歯衛生学概論	2	2	0																						2	2	0		
	解剖生理学	2	2	0																						2	2	0		
	歯牙形態学と実習				3	1	2																			3	1	2		
	口腔保健教育学と実習							3	1	2																3	1	2		
	予防歯学実習							3	1	2																3	1	2		
	臨床歯衛生学実習2							3	0	3																3	0	3		
	歯科臨床学1(歯科保存学)							3	1	2																3	1	2		
	歯科臨床学2(歯科補綴学)							2	2	0																2	2	0		
	歯科臨床学3(小児歯科学)							2	2	0																2	2	0		
	歯科材料学実と実習							3	1	2																3	1	2		
	免疫学									2	2	0																2	2	0
	薬理学									2	2	0																2	2	0
	臨床歯衛生学実習3									3	0	3																3	0	3
	歯科放射線学と実習1									3	1	2																3	1	2
歯科臨床学4(歯科矯正学)									2	2	0																2	2	0	
歯科臨床学5(口腔外科学)									2	2	0																2	2	0	
口腔内科学										1	1	0													1	1	0			
臨床歯衛生学実習4										3	0	3													3	0	3			
歯科放射線学と実習2										3	1	2													3	1	2			
歯科歴史概説										2	2	0													2	2	0			
歯衛生英語										2	2	0													2	2	0			
口腔保健統計学												2	2	0													2	2	0	
疼痛管理学												1	1	0													1	1	0	
地域社会実習												3	1	2													3	1	2	
歯科医療保険学と実習												3	1	2													3	1	2	
歯科経営学												2	2	0													2	2	0	
歯科医療管理												2	2	0													2	2	0	
小計	5	5	0	3	1	2	19	8	11	14	9	5	11	6	5	13	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	38	27
教職	教育学概論	2	2	0																						2	2	0		
	保健教育方法論												2	2	0													2	2	0
	小計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
教科総計	19	17	2	22	17	5	23	12	11	23	15	14	22	14	14	15	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	86	50

*もう一つの学科=シユエリ-デザイン科(2年制)も現場実習夏期4週間